

福祉車両の貸出方法が 令和5年4月1日より **変更** になりました

★利用できる車両

車両：普通自動車（日産 バネット）



定員：車椅子2名、運転手含め4名
（補助席2名）

車両：軽自動車（スズキ スペースア）



定員：車椅子1名、運転手含め2名

★利用できる方

【利用者】

美濃加茂市に住所を有する方で、常時車いすを使用されている方

【運転者】

利用者の家族、親族など、美濃加茂市社会福祉協議会へ運転登録をされた方。

※運転免許取得後1年以上の運転経験がある方で、満75歳未満の方に限ります。

★利用目的

通院や旅行など幅広くご利用いただけます。
（ただし営利を目的とした利用はお断りさせていただきます）

★利用料

走行した分のガソリン代のみ

（総合福祉会館から2キロ圏内のガソリンスタンドで満タン給油の上、返却をお願いします）

※有料道路、有料駐車場等にかかる費用は各自で負担してください。

★貸出可能日

月曜日から土曜日の午前9時から午後4時30分まで
ただし祝日及び年末年始（12月28日から1月3日）を除きます。

★利用日数

最長4日間

★予約方法

- ・利用希望日の3か月前から予約できます。
- ・1人につき2回分まで予約可能です。



利用までの詳しい流れは裏面をご覧ください。

申し込み方法・利用の流れ

★利用条件

【利用者】

美濃加茂市に住所を有する車いすを使用されている方で、利用責任者（本人もしくは3親等以内の親族）に申請書を書いていただける方。

【運転者】

利用者の家族、親族など、美濃加茂市社会福祉協議会へ運転登録をされた方。

※運転手は免許取得後1年以上の運転経験がある方で、満75歳未満の方に限ります。

運転登録されていない方は運転できません。
→事故を起こした場合、保険が適用されないことがあります。

★福祉車両を初めて利用する場合

①美濃加茂市社会福祉協議会にて利用登録をします。



・利用登録申請書
・誓約書
の記入



運転予定者全員の免許証のコピー

②福祉車両の操作方法について、説明を受けます(30分程度)

※YouTubeにて操作方法を紹介しております。

お忙しい場合は、動画をご覧ください、分からない操作については職員にお尋ねください。

【持ち物】必須

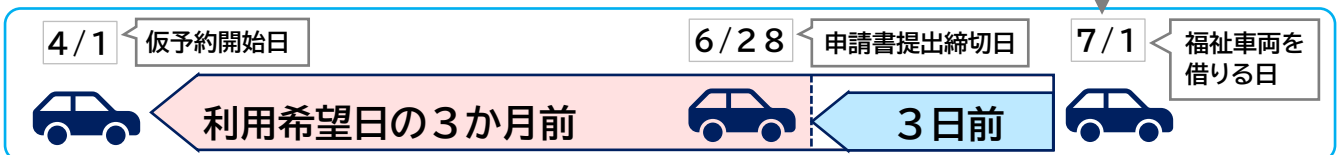
- 利用者の介護保険証・障害者手帳のいずれか1つ
- 利用責任者となる方の印鑑
- 運転予定者の方全員の運転免許証

★登録後の利用の流れ(2回目以降)

①電話または窓口にて利用したい日時に車が空いているか確認し、仮予約をします。

②利用希望日の3日前までに窓口にて申請書に記入していただきます。

都合が悪くなりキャンセルする場合は、早めにご連絡ください。



③申請書記入後、利用日時と車種が記入された利用者控えをお渡しします。

④利用当日、職員が運転免許証で本人確認をした後、「福祉車両利用ファイル」と車のカギをお渡しします。

⑤利用後、ガソリンを満タン給油のうえ、「福祉車両利用報告書」に記入し、
窓口にファイルとカギを返却してください。

※返却後、次回利用希望がある場合は、利用の流れ(2回目以降)①からの手順を行います。

レシートを添えて

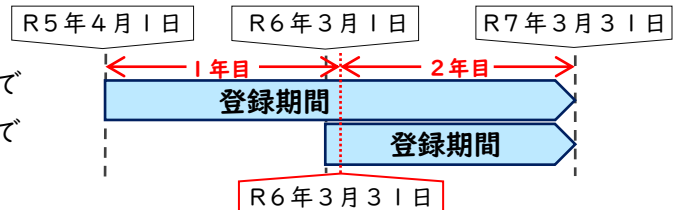
★登録期間について

申請日から翌年度末まで(2年間)

<例>①令和5年4月1日申請→令和7年3月31日まで

②令和6年3月1日申請→令和7年3月31日まで
※期限が近くなりましたら、再登録申請をお願いします。

申請がない場合は登録を抹消させていただきます。



★利用中に事故に遭った場合は

社会福祉協議会が加入する自動車保険(任意)の範囲で対応します。
ただし、自動車保険(任意)で対応できない修理費などや、保険約款の免責事項に該当する場合は利用責任者の負担とさせていただきます。

お申込み・お問合せ先

社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会
住所:美濃加茂市新池町3丁目4番1号
美濃加茂市総合福祉会館内
電話:(0574)28-6111